

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

許可をいただきましたので、26番日本共産党の江原一雄でございます。まず最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。2つ目には、駅の周辺整備構想計画について、新幹線絡みでございます。この問題についても指摘をし、3番目に教育行政について質問をしたいと思っております。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。

私は、この9月の定例議会の中でも、6月16日から住民訴訟に関して、市長の姿勢がまさに異常だと指摘をせざるを得ません。市長の政治姿勢がこのように変わりました。6月の定例議会の初日の市長の所信、演告では、訴訟に対して、「誠実かつ遺漏のなきように進めてきたところであり、今回の提訴に関しましても、これまで同様、誠実かつ遺漏ないように対応してまいります。」と明確に述べられました。これは明らかに、住民訴訟とは憲法と地方自治法に基づいて市民の権利として、そのことを重々承知の上で、市長もあの6月7日、演告で述べられました。

ところが、6月16日の山口昌宏議員の一般質問の中で、住民訴訟に対して訴訟費用、弁護士委託料が4,430万円かかるからけしからん、こういう答弁をされ、6月18日、平成22年度一般会計補正予算の第3号、追加予算の補正予算の質疑・討論の中で、4,400万円、多額の費用に対して、まさにそれ以降の異常な言動を私は看過できません。

そこでお尋ねをいたしますが、そのときの提案理由に、質疑の中で、答弁の中でも、裁判費用として何もないと弁護士さんと相談できないから、訴訟で賠償請求されている金額21億6,121万円の2%で4,330万円かかると。プラス費用弁償として100万円の計4,430万円を計上して補正予算の根拠を説明されました。私どもは、この追加補正予算に対して、これは余りにも高額ではないかという指摘をし、反対をいたしました。これがこの間の経過であります。

そこで、私はこの間、市長の政治姿勢はあべこべにすりかえている3点あります。

1つは、住民訴訟は市民の権利として認めている。しかし、この間、私と平野議員が記者会見に同席しているから、共産党が主導しているからけしからん、こういうまさに民主主義を冒瀆するような言いがかりではありませんか。

2つ目には、住民訴訟に多額の市費がかかる、4,430万円、さらに成功報酬を加えたら1億3,000万円、さらに2審、3審行けば4億円かかると、まさに確信犯のように、私はこの数字がこの間ひとり歩きし、市民の多くの皆さんが市長の意見、また、私どもが両方の意見を聞いて、どちらが本当なのか、こういう声を耳にする次第であります。

3つ目には、市長はこの法律を熟知しながらも知らないかのように、私は不思議でなりません。市役所が訴えられているんですよ。私を訴えてくださいと言っていますね。これは平成14年9月1日以降、地方自治法が改正されて、市長に対して訴状は被告として訴えられて

います。しかし、自治体として費用を払うということに変更されているではありませんか。私はこの間の市長の答弁は、こういう形でみずから知りながら、まさにすりかえて、本当に住民訴訟を憲法と地方自治法で保障されている市民の権利を冒瀆するように進めているのではありませんか。

そこでお尋ねしますが、実際住民訴訟の費用として弁護士委託料は顧問弁護士と契約された委託契約金額は幾らになっているのでしょうか、まず御答弁を申し述べていただきたいと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

6月に議決いただきました後、顧問弁護士と相談をしまして、協議の結果、着手金ということで1,260万円で契約をいたしているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま答弁いただきましたように、弁護士委託料は1,260万円という金額であります。市長が言う4,430万円ではありません。皆さん、（資料を示す）これが訴訟費用のいわゆる弁護士さんとの委託契約の契約書であります。顧問弁護士の弁護士に420万円、そして、住民訴訟にいわゆる専門性を発揮されるとして佐賀の弁護士事務所と契約されているのが840万円です。合わせて1,260万円であります。紛れもなくこの補正予算の組み方は4,430万円の根拠が崩れたんではありませんか。市長、いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

そういう言い方を盗人に追い銭と言うんですよ。本当に、じゃあ幾らだったらいいんですか。我々は本当に市民に負担をかけないために、4,400万円というのは議会の御理解をいただいて——あなたたち2人は反対しましたがね——して賛成をしていただいて、なおかつ、あなたたちが下げろ下げろって、それは当たり前だと思いますよ、市民の声だと思いますよ。ですので、一生懸命弁護士の先生たちにも理解をしていただいた結果、1,260万円という結果になっているんじゃないですか。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私は今の市長の答弁を聞いて、本当に真摯に向き合ってこの市民の総意のもとで市政を動かしていくという姿勢が欠けているのではないのでしょうか。私はこのことが、これまで市長は4年の間に3回も市長選挙をしたとおっしゃっていますが、特に市民病院問題で最初のかげボタンがうまくいかなかった、その結果こういう形で、市長のまいた種ではありませんか。

私は、この4,430万円、こういう予算の組み方は法律に違反をしているのではないのでしょうか。1,260万円という契約をされて、それを補正予算に組むのが当たり前ではないのでしょうか。私はそういう意味では非常にびっくりしましたが、これは7月17日の新聞記事であります。（資料を示す）各紙に記事が載りました。佐賀商工共済求償事件という、佐賀県古川知事が井本前知事に対して、いわゆる県が負った4億9,000万円の求償に対して、7月16日、判決が下りまして、4億9,000万円井本前知事に全額県に支払いなさいという裁判が報道されました。

私はこの参考のために、武藤明美県議にお願いをし、佐賀県のこの裁判、いわゆるこういう賠償裁判に対して、県としてどういう裁判費用を支出されているか調べていただきました。そしたら、県は着手金として2人の弁護士に対して60万円であります。皆さん、もし市長がいわゆる賠償請求に対して着手金は2%だという平成16年以前の日本弁護士会のそうした取り決めを吹聴するならば、4億9,000万円といえは約5億円です。2%掛ければ約1,000万円ではありませんか。武雄市のように2%を補正予算に組むというならば、県の求償事件のこの裁判費用は約1,000万円の着手金に相当するものではありませんか。ところが、佐賀県の予算で訴訟を組まれている費用は60万円であります。県内のそうした、日本全国、いろいろと自治体を相手に訴訟、いろいろ発生をいたしているようであります。県内でも、お隣のある自治体では、50万円で顧問弁護士を雇ってある事件に対応をされているようであります。

私は、この問題は紛れもなく市長が予算の組み方が正しい、これまでのやり方ではない、紛れもなく目いっぱい予算を組んで補正予算で上程をし、そして、議会の多数で押し切られました。そして、4,430万円の成功報酬も合わせたら1億3,000万円かかる。これを紛れもなく市民負担になります。6月16日から7月、8月、9月にかけて、先ほどの山口裕子議員の質問も、3度、4度訴訟費用のために事業ができない、こういう問題を指摘されました。

しかし、皆さん、それは余りにも市長の手法は異常であります。今紹介しましたように、県内の、また、自治体のそうした取り組みの訴訟費用に対する姿勢がこうも違うのだと、この4,430万円、今年度会計でどういう進みぐあいになるんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、私から前提の答弁をさせていただきます。

まず、異常だというのは、ちょっとそれは言い過ぎじゃないですか。しかも、議会が多数を……

〔傍聴席より発言する者あり〕

○議長（牟田勝浩君）

傍聴はお静かに。

〔市長「よろしいですか」〕

はい、どうぞ。

○樋渡市長（続）

議会が多数を押し切るって、それ民主主義の破壊の論理ですよ、そんなことおっしゃるのは。なおかつ、じゃあ聞きますよ。21億円という多額の金額で訴えられている住民訴訟ってあるんでしょうか。我々もいろんなところと相談しましたよ。こんな、しかも、共産党の平野議員と江原議員がわざわざ記者会見まで同席されて、どこが住民団体なんですか。その中で、あなたもこの前の議会でおっしゃったじゃないですか、奮闘していきますって。私は党利党略としか思えないですよ、本当に。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

訴訟費用の予算化の件でございますけれども、6月議会で御説明いたしましたように、約21億6,000万円という損害賠償額で請求がなされているわけです。これの約2%ということでお済みをお願いしているわけですが、先ほど16年以前の算定方法ということでお済みしましたけれども、うちの顧問弁護士を含めてほとんどの県内の弁護士の方については、そのときの報酬規定を基準に各自で報酬規定をつくっていらっしゃるということで、そういうふうな考え方でいいんじゃないかというふうに思っているところです。

あと、算定基準の中には、先ほど言いました着手金の部分ですが、2%、プラスアルファの部分がございまして、そこを入れますと、うちが出している4,400万円よりももっと多く、4,700万円近くなるという形になります。あと、内容に応じて3割の部分で増減できるということになっておりますので、3割増ということになりますと6,000万円近くの金になるということでございますので、うちが大幅に見積もりを過大にして出しているという状況ではなかったということを改めて説明をさせていただきたいと思っております。

次に、予算化している分について、今後の部分ということでございますけれども、訴訟の中身というか、経過でございますけれども、7月9日に佐賀地方裁判所で第1回の口頭弁論があったということでございます。このときに、9月10日までに我々被告側が求めておりました求釈明申し立てに対する回答をいただくということになっております。その後、9月29日に準備会ということで口頭弁論に入る前の被告、原告双方の弁護士、それから、裁判官合

わせて準備会議というのがございますけれども、その第1回の準備会議を9月29日に実施するという予定になっているところです。その辺を含めまして、費用について不要の分が出てくれば、それは当然減額補正をするという形になるというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで休憩いたします。

休	憩	11時57分
再	開	13時20分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

午後の質問を始める最初に、午前中の質問のときに、市長は答弁で「盗人に追い銭」という言葉を言いましたね。「盗人」という言葉は、だれに対して言っているんですか。もう一回説明してください。この「盗人」という言葉は聞き捨てならないですよ。それはだれに対して、どういう意味で、もう一回繰り返してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

一般論として、あなたの質問がそれに当たるんだろうと思って、私のほとぼしる気持ちをその言葉に込めて申し上げました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

失礼じゃないですか、こういう言葉が私に当てはまると。私は聞いていて、私じゃない1つの例えで「盗人に追い銭」という言葉をされたんでしょう。もし私に対して「盗人」という言葉を使っているということは、おかしいですよ。あるんですか、そういうのが。取り消してほしいと思いますよ。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

あなたね、自分の胸に手を当てておっしゃってくださいよ。例えば、私に対して異常だとかね、そう言いますか、普通。だから、私はあなたの言っているレベルに合わせて言うだけです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

市長、レベルの話で、侮辱ですか、それ。あなたのレベルに合わせて言っているんですよ、議長、許せないですよ、こんな。私は市長の手法、政治姿勢について、この予算の組み方が異常ではないかと言っているんですよ。言葉はおかしいですか。市長が言っている「盗人に追い銭」なんていう言葉自体が全く誹謗中傷じゃないですか。本来この言葉は、逆に市長に返したいですよ。（発言する者あり）

「盗人に追い銭」とは、盗人に盗まれた上に、さらに銭をくれてやる、損に損を重ねるといいます。私はこの言葉を聞いて、市長に返してやりたいですよ。市長が取り消すべきじゃないですか、議長。（「一般質問に議長というとはおかし מאוד」「取り消したがいいて、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

これは質問ですから。（「議長がいろいろ言うとなかなかろうが、議会のありよるとやけん」「議会の品性にかかわる問題よ」と呼ぶ者あり）

答弁ありますか。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

一たん吐いた言葉は、もう皆さん聞いておられますので、そういう意味での取り消しはいたしません。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

では、この「盗人に追い銭」で、どういう意味ですか。（「今言うたろう」と呼ぶ者あり）

市長は、そしてまた、私はレベルに合わせて言っていると言いますが、私は市長に返したいですよ。（「返すぎよかたい」と呼ぶ者あり）こんな言葉を使って、失礼千万ですよ。

（発言する者あり）

議長、精査してください。「盗人に追い銭」で、こういう言葉。私、議長に議事進行ですから。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行ですか。

○26番（江原一雄君）（続）

はい。

○議長（牟田勝浩君）

午前中、その言葉が不当に当たるかどうか調べました。不当には当たりません。（「進行」と呼ぶ者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

はい、議長、じゃ、議事進行。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○26番（江原一雄君）（続）

じゃ、議長にもう一回お尋ねします。

理由は何ですか。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行のほうですね。

○26番（江原一雄君）（続）

はい。

○議長（牟田勝浩君）

本来ならば、こういう形での議事進行は余り認められていないんですけれども、今の答えに対して答えたいと思います。

差別・不快用語等の一覧集があります。そういう中で調べました。そういう中で入っておりません。

一般質問のやりとりに対しては、いろんな慣用句とか例文も要ると思います。ですから、そういうことに対して途中で議長がとめるというのは少ないと思います。ただ、議会の席のほうからいろんな言葉が出たら、それに対してするということはありません。先ほど言いましたように、お昼の間、それが当たるかどうかということも心配して調べましたけれども、それは当たらないということで続けさせていただきました。

以上です。

〔19番「議長、19番、議事進行」〕

19番山口議員、議事進行ですね。

〔26番「私の質問中よ」〕（発言する者あり）

○19番（山口昌宏君）

もちろん議事進行は質問の終わった後するのが約束かと思います。しかし、今、江原議員のどうのこうのじゃないんですね。

〔26番「私が質問しているんだから」〕

江原議員が議事進行という形で出されました。

〔26番「人の質問中しないでしたでしょう、議長、前」〕

○議長（牟田勝浩君）

すみません、先ほど議事進行は……

〔26番「ちょっと」〕

すみません、ちょっとよろしいですか。

〔26番「いや、私が……」〕

ちょっと黙ってください。議事進行は、一般質問が終わった後というのを取り決めていたんですけれども、江原議員自身がそういうことで議事進行を出されましたので、こちらのほうも認めたわけです。

〔26番「それは私の質問時間でしょうもん。私の質問時間でしょうもん、90分の。許可しないでください」〕

はい、どうぞ。

○19番（山口昌宏君）

いや、だからこそなんです。今のロスタイムを、例えば、江原議員がされた議事進行、それは江原議員の持ち時間に入れるのか、あるいは入れないのかというのをお聞きしたいんです。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行は入っていません。

〔26番「入れていいよ、そしたら。私の質問に議事進行する必要ないじゃないですか」〕（「ちょっと休憩ばしてよ、そんない」と呼ぶ者あり）

〔26番「はい、議長、26番」〕

すみません、議事進行ということで、もう指名しておりますので。議事進行の時間は、それは一般質問から削除されております。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

どちらのほうで、質問のほうで続けられますか。

〔26番「いや、質問よ」〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

議長にお願いしたいですけど、一般質問の間に、持ち時間90分の間に議事進行はしないという、この経過がありますから、こういう議事進行は許可しないようにしてください。

（「自分がしとってや」と呼ぶ者あり）だから、私の持ち時間で議長に聞いているんだから。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行は、自分の持ち時間だろうが、持ち時間ではなかろうが、それは時間に入れません。（発言する者あり）

すみません、一度ちょっときちんと整理するために休憩いたします。

休 憩 13時28分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩のときに論議しましたけれども、一般質問の間は議事進行は取り決めでできるだけ控えるようにということとなっております。そして、議事進行の時間は自分の質問の時間にカウントしないと。質問者の時間にカウントしない、その分は差し引くということで結論づけたいと思います。よろしく願いいたします。

質問を続けます。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私は今回の住民訴訟について、当初3点言いました。先ほど山田理事から答弁いただきましたが、弁護士との委託契約が1,260万円、これが着手金として計上されたわけです。そして、差額が3,170万円です。これは平成22年度、この運用状況について、使わない減額措置をこの9月議会にやるべきではありませんか。いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

先ほどお話ししましたけれども、裁判のスケジュールでございますけれども、午前中、説明しましたように、7月9日に第1回の口頭弁論があつているということで申し上げております。そのときに、訴状の内容のうちに、我々が根拠を明らかにしてほしいということで、13項目について求釈明申立書を裁判所に出したところでございます。これを原告側が9月10日までに回答しますということでおっしゃっておりまして、それを受けて、口頭弁論に入る前の準備会議というのが9月29日に開催されるということになっているわけでございます。その辺の経過を見ないと、弁護に要する費用、その他の費用がはっきりわからない。弁護の方針についても、その辺からが本格的になるというふうに思われますので、その辺で見通しが立てば、不要な分については減額をするということでお答えしたとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

今の答弁で、減額なんですよ。――何で市長、それを笑うんですか。先ほど私はこの住民訴訟の弁護士との委託契約、一番最初に申しました。市長は6月7日の6月議会の開会日、ちゃんと覚えているでしょう。（発言する者あり）忘れた。もう真剣に市長、市長の品格を問われますよ、そういう。（発言する者あり）あなたに言われたくないばいて、何ですか、それ。（発言する者あり）

議長、読み上げますね、じゃ、6月議会の議事録から。「最後となりますが、去る5月10

日、市民病院の民間移譲に関し、住民訴訟が起こされました。市民病院の民間移譲につきましては、これまでの市民の皆様方に対し、救急医療の充実、悪化する財政の現状等を機会あるごとに御説明申し上げてまいりました。みずから職を辞したことも含め、過去2回の選挙を通じましても、民間移譲の必要性について言を尽くしてきたところであり、いずれにおきましても市民の多くの皆様方からは、再び市長の職を与えていただくということとなっております」。さまざま述べながら、「このように、市民病院の民間移譲につきましては、これまで必要性の説明、移譲までの手続など、誠実かつ遺漏のなきように進めてきたところであり、今回の提訴に関しましても、これまで同様、誠実かつ遺漏ないように対応してまいります」、明確に述べておられます。

この立場こそ、市民の住民訴訟の提訴に対して、被告として粛々と司法の場で対応する、そういうことではありませんか。だから、私も今回の住民訴訟の件について、この議場で一議員として市長に指摘しているのは、司法で問われることについて触れるものではありません。ここでこの予算の組み方について、弁護士委託料の組み方について、それは異常ではないですかということ指摘して、この一般質問で取り上げて指摘しているわけです。6月16日以降の、この住民訴訟の弁護士委託料が4,430万円も高額だと。この論理に対して、そうじゃないじゃないですかということ指摘してきているんですよ。だから、今、山田理事のおっしゃったように、1,260万円で弁護士委託料を契約されているではありませんか。約3,170万円の高額な見積もりではありませんか。私は1,260万円で契約した以上、その差額の3,170万円、私は法律に照らしても見込み額より大変大きな金額だから減額するべきだと。今、山田理事は見通しが立った場合は減額とおっしゃいました。直ちにやるべきではありませんか。答弁求めます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう質問がナンセンスだと思いますよ、本当に。じゃ、聞きますよ。本当に私、もう憤りを乗り越して、悲しみです。というのは、例えば、四千何百万円計上しました。計上をして、そして1,260万円まで我々は努力をして下げているわけですよ。実際1,260万円かかっているんですよ。吉川議員がよく言われていますけれども、乳幼児医療を引き下げたときに、これは2学年分ですよ、1,260万円という額は。そしたら、1円だったらいいんでしょうか。

あなたが一般人だったら、私がそこまで言いません。なぜならば、住民訴訟というのは日本国民に与えられた固有の権利だからです。しかし、今回私が申し上げているのは、2点あります。1つは、あなたが議員の立場でもあるにもかかわらず、議決された事項において、あの住民訴訟の記者会見に同席をされていたという事実であります。それともう1つが、質問の場で最後に答えられましたけれども、この住民訴訟に関しましては奮闘していきますと

いうことをおっしゃいました。あなたが議会人じゃなかったら、こういうことは言いません。しかも、私は再三答えているとおり、この住民訴訟の内容については、公の場でも非公式の場でも一言も触れていません。それはなぜならば、国民の権利だからであります。私からすると、あなたのやっていることは党利党略としか思えない。しかも、市民がかわいそうですよ、本当に。1,260万円もかかるんですよ。しかも、これは最高裁まで行くと、何度も言っていますけど、4億円近くかかるんですよ。そういったことを理解された上でやっておられるのでしょうか。

しかも、21億円の提訴というのは、もうあれですよ、本当に。ほかの住民訴訟——これはいい悪いは言いません。住民訴訟の場合は、佐賀県の例を持ち出されました。我々も調べました。空欄か、よく見積もっても100万円か200万円ですよ。そういったことを考えた上で私も発言をしております。ですので、あなたたちの党利党略じゃなくて、私はぜひ市民の良心、良識に従いたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

いや、市長、私の質問には何も答えていないですよ。山田理事、答えてください。減額。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

落ちついて答えます。

減額については、それは諸般の事情を見ながら最終的に私が判断をして、議会の議決を賜るようになるという1点のみであります。この言葉に足したり引いたりというのはございません。諸般の状況を見ながら議会とよく相談をして、最終的には議決をいただくということになるかと思えます。

むしろ今、実際裁判が進んでいて、これが本当に減額になるかどうかというのはまだわからないんですよ。それはなぜならば、21億円の訴訟というのは、私は少なくとも寡聞にして聞いたことがありません、21億円の訴訟というのは。ですので、弁護士の先生たちも非常に戸惑っておられるんですよ。ですので、それは我々とすれば、これはスピードがあだになるということもあります。また増額になったときに、議会の皆さんたち、市民の皆さんたちを混乱せしめることとなりますので、もう少し状況を見てから、もう少し温かい時間を与えていただきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

もう市長ね、山田理事もそうですけど、4,430万円という根拠は崩れたんですよ、今の市長の答弁も。証明しているではありませんか。

私はもう1つの例を言いますよ。先ほど約4億9,000万円の佐賀県の求償事件に対して、もし古川知事が、これがいわゆる市長と同じようなレベルで、同じような物の考え方で訴訟費用を組むなら、約1,000万円の着手金でしょう。それが60万円でしょうもん、県が組んでいるのは。そして、県が勝ちましたから、井本前知事は全額4億9,000万円払えという判決でしたから、倍の成功報酬、60掛け2、120万円。ですから、最初の60万円と成功報酬120万円足したら180万円でしょう。ですから、180万円の地裁での、一審での弁護士料なわけでしょう。

私は本来、自治体は、やはり市民にそういう負担をかけなくて裁判に対応するというのが自治体の姿勢ではないでしょうか。それはやはりいろんな出来事があって、地方自治法第242条第1項、監査請求、第2項、住民訴訟、これに基づいて住民の権利として行使して認められている行為ですから、そういうときに自治体として対応するのは、紛れもなく県のいい実例ではありませんか。私は市長が言っているように、本当にこの4,430万円、1億3,000万円、最高裁まで行ったら4億円かかる。紛れもなく、この数字はひとり歩きじゃありませんか。そして一方で、この間の質問の答弁にもありますように、4億円のために住民のさまざまな要求が実施できませんという口実にしか私は聞こえません。

もう1つ、佐賀県の実例を紹介したいと思います。

複写機使用料訴訟に係る弁護士費用。多くの県民の皆さんは御存じかと思いますが、いわゆる井本県政の時代に、複写機の裏金操作という、これに関して県民の中から訴訟が提起されて、時間が経過しておりますが、市長言われましたように、一審、二審、三審、そしてまた高裁や地裁に差し戻されたり、今、高裁に控訴をされておりますが、この使っている訴訟費用、延べ1,260万円です。県が払っている弁護士訴訟費用1,260万円ですよ。その請求額6億4,000万円です、佐賀県が訴えられている金額は。これは着手金だけで市長が言う2%だったら、約1,400万円近く一審でかかるわけですよ。それが地裁で、そして高裁で、最高裁で、これも1次、2次、高裁でも1次、2次、最高裁でも1次、2次、そして高裁差し戻し、地裁差し戻し、これで1,260万円です。6億4,000万円ですよ。

私はこうした県の事例を紹介しましたがけれども、本当に市民のこの1円を——1円だったらいいんでしょうかと市長は言われていますけれども、当然この訴訟というのはそういう形で原告、被告、弁護士を委託して、こうなっている。そういう中で、自治体が取り組む訴訟費用として請求額の2%を組んでいるのは、私はそれはちゃんと弁護士と見積もりを交わしながら、その計上を補正予算として組むべきだと、これは6月18日の補正予算の審議の中で質疑をただしたところであります。

今市長が言っているように、この住民訴訟は認めますよと言っているながら、訴訟費用が多

額になるから。それも、私が言っている以上に高い計上をして。そしてまた、今先ほど答弁されました。私と平野議員が記者会見に同席しているから、けしからんと。そして、私が6月議会の一般質問で、いわゆる主導するという決意を述べたから、それはおかしいじゃないかとおっしゃっていますが、私が申し上げたのは、こうして市民の声を代弁して、紛れもなく憲法と地方自治法に基づいて、住民監査や住民訴訟、そうした市民の皆さんの権利を擁護する立場で今後とも奮闘することを決意申し上げて、質問を終わりますと言っていますよ。何も主導するとか、先頭に立ってやるとか、何も文言を言っていないし、私は市民の権利として、その権利を擁護する立場で頑張ります、奮闘する決意、それは私はこうした市民の皆さんの強い思いや願い、私も日本共産党の公認の議員として28年、こうして市民の声を代弁して議員活動を頑張ることができております。そうした市民の思いの負託にこたえて頑張っております。

そもそも日本共産党の立党の精神とは、戦前戦後、市民や国民の、そのときそのときの苦難と要求に対して心を寄せて、その声の実現のために奮闘する。先頭に立って頑張る。文字どおり幸せをともに生み出す党として、そうした党の立党の精神を受けて、私も日夜、政治活動、議員活動を貫いてまいりました。私は何も主導するとか、そういう立場でやっているわけではありません。やはり市民の暮らし、命と地域医療を守る問題で、この間、武雄市民病院問題につきましては、平成19年12月議会、この議会で大きな問題、市長はここにパネルを持ち出して、救急医療、全く医療の空白地域だと。あれ以来、そして、そのとき市民病院問題が大きくクローズアップされた以降、いろいろ議論を交わしてまいりました。平成20年の6月議会では、文字どおり市民の請願権に基づいて、議会に対して市民病院存続を求める請願署名を提出した。皆さんと一緒にその願いにこたえて、この場で、壇上で私は請願書を紹介いたしました。今さら市長は記者会見に同席したことがけしからんと答弁されておりますけれども、文字どおり民主主義に対する認識の疑義を疑わざるを得ません。私は住民訴訟に対して提訴された、それに基づいて誠実に対応していると申し述べられているではありませんか。この立場でやるべきではありませんか。まして、この着手金の4,430万円、見通しが立てば減額すると申されました。やるべきではありませんか。

私は2点目の多額な費用の問題、1つ、2つの例を示しました。この間、明らかになりました。もう4,430万円という、まして成功報酬を加えたら1億3,000万円、これはまさに架空の数字ではありませんか。まして二審、三審行けば4億円かかる。もう取り消すべきではありませんか。おまけに市長は私を訴えてくださいとおっしゃっていますね。平成14年度に改正された地方自治法、御存じでしょう、いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

このチラシは、（チラシを示す）武雄市議会の皆さんの有志の方が配られたというふうに認識をしておりますけれども、この中に記者会見が写真で載っているんですね。ありがたいことにユーチューブまで載せていただいているんですけどね、ここに右代表の何とかさんという方がいらして、両わき見ると、あら、平野議員と江原議員がいると。両わきですよ。これはどう見ても主導じゃないですかね。それと、さっき奮闘するとおっしゃいましたね。私も議事録がありますけれども、その議員の立場で奮闘をするということは、それはすなわち、どう見ても主導ですよ。バッジというのは、私はそういう意味があると思うんですよ。

ですので、繰り返し申し上げますけれども、あなたが一般の市井の方だったら私はそういうことは言いません。しかし、同じ政治家として、その立場においては、それは一定の責任が伴うと。これは一般論としてもそうですし、私はその理念はいささかも揺るぎがありません。その中で、やっぱり日本にはいい言葉がありますね、タデ食う虫も好き好きって。僕は詳細に資料は持ちませんが、県のその事案、事例というのは、実際に税金で損害せしめたという額が出てきて、その額に応じて訴訟関係になっているというふうに私は承知をしています。その額に応じて弁護士費用の数%がそこに加わっていると、これが私の一般的な理解であります。しかしながら、今回の住民訴訟が私は極めて特異だと思っているのは、記者会見の場に共産党の平野議員と江原議員が同席をされて、しかも、議会の場で、公で奮闘するとおっしゃって、なおかつ21億円という巨額の額を出された。それに基づいて我々が反射的に、受動的にその額を決めるのが何が悪いんでしょうか。しかも、先ほど申し上げたように、その中で下げるべきだと。だれが原因つくっているんですか、本当に。しかも、1億円——ああ、ごめんなさい、もとい……

〔26番「市長、よかよ、もう」〕

いや、答弁させてくださいよ。答弁ば求めているんでしょう、答弁させてくださいよ。しかも、1,200万円という額も、先ほど申し上げたとおり、2学年分の乳幼児医療の引き下げに充てられる財源なんですよ、1年で。だから、あなたが言うのは、私は何度も申し上げますけれども、お門違いというふうにやっぱり思いますよ、本当に。

ですので、私自身は……

〔26番「いや、あなたがナンセンス」〕

ですので、もう一度お答えしますけれども、私はあなたがそれを下げるべきだというように——議員は発言の自由があります。私も発言の自由があります。その中で申し上げますけれども、その発言の自由はあるけれども、これは——〔発言取り消し〕——と私は思っております。

以上です。

〔26番「暴言ですよ、そんなの。議長、暴言ですよ、あんなの。質問権を妨害してどがんするとですか、幾ら何でも」〕（「休憩しなさい、休憩ば」「休憩とらん

でよかさい」と呼ぶ者あり)

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと興奮して、しかも、ちょっと答弁を……

〔25番「冷静に」〕

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、ちょっと答弁していますので。（発言する者あり）

○樋渡市長（続）

ちょっと落ちついて言います。

〔26番「市長の姿勢じゃないよ」〕

○議長（牟田勝浩君）

静かにお願いします。

○樋渡市長（続）

先ほど申し上げたように、私もこの問題になると、つい興奮をして、若げの至りだと思っておりますので、先ほど一〔発言取り消し〕—ということについては発言を撤回したいと思っております。ただ、これは市民の皆さんも同じことを思っておられると思って、つい言ってしまいました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

質問を続けてください。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

もう本当に市長ね、ただ単なる激高じゃないんですよ。何度か市長、これまで興奮しましてとおっしゃいます。市長の頭脳で興奮して、こういう言葉を発することは、もう本当に、今回だけじゃないですもんね、言葉じり取るわけじゃないですけど。—〔発言取り消し〕—
—————取り消されましたけど、初めて。

私はこの住民訴訟の問題で、こういうことを耳にしました。一発で言われましたよ。「訴訟されるごと種まいたのは市長やろうもん」と。私はこの住民訴訟という、本当に憲法と地方自治法第242条第1項、第2項に基づいて住民訴訟をされた。指導とか奮闘するという言葉を引用して、主導する。全然違いますよ。それを市長は主導と。言葉は何らつながりませんよ。

この問題につきましては、住民訴訟に関して市民の皆さん方、市民病院存続を願う人たちと超党派で4年間さまざまな運動をしてきたのは御承知のとおりです、党派を超えて。今でもこの住民訴訟に対して、粛々と司法の場で明らかにしてほしいという市民の思いで住民訴

訟が提起されているではありませんか。それに関して被告側として、先ほど私が質問しましたけれども、私も市長が全く違う答弁されたからですけれども、法律を熟知しておきながら、平成14年の改正された地方自治法の中身は御存じでしょうと言いました、この住民訴訟に対して。それについて答弁してくださいと言ったら、全く違う答弁したんでしょう。思い出しましたね。

〔市長「はい」〕

答弁してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに平成14年の住民訴訟に係る地方自治法の改正で、今までは首長個人が住民訴訟の対象になっていた。しかし、その改正によって、今度は機関、団体とある、この場合は市役所が訴訟の対象になるということは、議員も私も案内のとおりであります。

私が申し上げたかったのは、住民訴訟という枠組みじゃなくして、私がそういう犯罪行為を犯しているということであれば、それは民事でやってほしいと。あるいは、これは刑事はなじまないかもしれませんが、そういうやり方というのがあるんですよ。ですので、わざわざ——これは住民団体の方に申し上げているのではありません。あなたに申し上げているんですけれども、もし記者会見をされるというぐらいの意気込みであれば、奮闘するという意気込みであればね、それは別途違うタイミングで、違う場所で、民事できちんとやるべきだということは思いますよ。ですので、そういう意味で、私を訴えればいいのにということを私は申し添えたにすぎません。何も住民訴訟の相手先が私だということは言うつもりもありませんし、あらゆる裁判の場でいろんなことをされるというのは、それは皆さんの御自由でありますので、その自由の範囲以内で市民に、貴重な税金を一円たりとも同じ効果を及ぼすのであれば、それはそういうやり方があるのではないのかなと思って申し上げたにすぎません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私は市長にとやかくこの問題について言うものではありませんけど、明らかに、市長は今御存じのとおり、平成14年の改正のいきさつもよく、今、答弁る言われました。市役所が訴えられているんですよと、私を訴えてくださいとおっしゃっています。

私はこういう形で、市民の皆さんも含めてですけど、理解するわけですけれども、平成14年の地方自治法の改正は、いわゆるこうした市の行政が問題があるということで賠償請求事

件とか、さっき紹介しました求償事件とか、住民訴訟とか、そうした問題のときに、平成14年以前は市民団体がこの法改正を要求したわけではないのであって、いわゆる市町村長、自治体の長がたまらないと、個人を訴えられたら。市のトップとして行政を動かしているという立場で、いわゆる首長の側が地方自治法改正が強かったと、当時。だから、要求されて、個人ではなくて自治体を訴えるという形で、いわゆる武雄市長たる樋渡市長として訴えることによって、いわゆる自治体を訴えるということに変更されているわけです。だから、市長個人を訴えようとしても、この地方自治法第242条に基づいては市長個人は訴えることはできないとなっているわけです。そういうふうになり切って市長もおっしゃっているわけでしょう、私を訴えてくださいと。それはできないわけであって、自治体を被告として、市長たる樋渡啓祐様というふうになっているわけでありまして。もうこのとおりですよ。このことについては撤回してほしいと、修正してほしいと思いますので、いかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まさかこの場で擁護されるなんて夢にも思わなかったですよ、本当に。いや、それを乗り越えて——いや、私だって本当の本心を言えばあれですよ、私を訴えられるなんて本当怖いですよ。身をさらして。もうこれが本心です。しかし、何で臆病な私がここまで言うかという、やっぱりその訴訟費用というのが市民の貴重な税金から出ているからなんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

あなたは1,200万円が妥当か、800万円が妥当か、100万円が妥当か、それはわかりません、あなたの頭の中は。しかし、そこから市民の血税が、きょうも傍聴の方がたくさんいらっしゃいます。一円でも住民訴訟に費やす費用があれば、私たちの福祉、子育てをしてくれというのが市民の偽らざる本心じゃないでしょうか。それを減額しろとか、そういう手続論のことを言って……

〔26番「だから、答えてください、質問に」〕

いや、だから、答えますよ。ちょっと答弁させてくださいよ。そんな上から目線で言わないでくださいよ。

〔26番「あなたが高いんだから、目線は高いよ」〕（発言する者あり）

ちょっと冷静に。申しわけございません、冷静に言います。

○議長（牟田勝浩君）

きちんと答弁をお願いします。

○樋渡市長（続）

はい、わかりました。

○議長（牟田勝浩君）

質問者も途中で言わないように。

○樋渡市長（続）

はい、議長、すみません。

だから、何を申し上げたいかという、平成14年に改正された改正自治法の中での住民訴訟ではなくして、市長としての樋渡啓祐じゃなくて、私個人の悪いところをおっしゃって、列挙していただいて、民事でやっていただければと思うんですよ、民事で。そしたら、私は自分のお給料の中から弁護士も雇います。今それができないんですよ、住民訴訟の場合は。もし平成14年に市長であったとするならば、こういった改正というのは私は断固反対しています。断固反対。なぜならば、市民に迷惑をかけたくないから。だから、迷惑なことをしてくれたいと思いますよ、私の先輩の首長さんたちは。だって、武雄市民に迷惑がかかるんだから。そういう意味で、ぜひ民事で私を訴えてください、しかるべきタイミングで。

今、市民病院は皆さんたちのおかげもあって順調にいらいますよ。雇用も膨らんで、今ベッドも足りないぐらいになっているんですよ。これは大方の市民の総意ですよ。ですので、議会とすれば、立場は反対かもしれません。反対かもしれないけれども、やっぱり市勢の発展を応援するというのは、何人だって議会人たる、それは責務じゃないんでしょうか、私はそのように思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

もう私の質問そっちのけで、みずからの市長の主張を述べられておりますけど、この裁判の趣旨は、いわゆる旧武雄市民病院の安売り訴訟です。それが是か非か、それを司法の場で提訴されたわけです。だから……（発言する者あり）そうです、司法の場で明らかにしてほしい、そういう市民のこの間の市民病院問題の到達点ではありませんか。私はそうした市民の権利であります監査請求、議会への請願権や住民監査や住民訴訟というのは、法律に基づいて、ちゃんとそれを踏まえてやることができる市民の基本的な人権並びに民主主義の権利ではありませんか。当然、今市長も言われるように、それに伴う費用もかかるというのは一議員として重々わかります。ですから、その訴訟に対して、自治体の取り組む構えについて、佐賀県の実例や、近隣のある自治体では50万円で損害賠償訴訟をされております。そういう問題を含めて、この費用の組み方を、弁護士さんとの契約のあり方をただしているんですよ。これがおかしいですか。

私は本来、住民訴訟という権利に基づいて、その擁護のために奮闘しますと言いました。ともに力を合わせて、知恵ある者は知恵を、力ある者は力を、お金ある者はお金を、そういう思いで頑張ると言いました。何も主導ではありません。先ほど市長言われました。平成14年の地方自治法改正によって、被告たる自治体、武雄市長樋渡啓祐様、この裁判で武雄市が

賠償を払わなければならない。敗訴した場合、次の流れとして、先ほど言いましたけれども、佐賀県の佐賀商工共済求償事件、これは国家賠償請求訴訟法に基づいて提起されているようであり、そういう意味では、今市長は言われましたけど、改めて市長個人に対してそういう訴訟を提起することができる、そういう流れになるというケースもあるわけです。そのことを考えると、この住民訴訟に、最初に市長が申し上げられたように、誠実かつ遺漏のないように対応していきますと申されました。この立場こそ市民の権利を保障し、そして正々堂々と申すまいでしょうか、住民のこの要望に対して司法の場で明らかになっていくと考えております。だからこそ、この住民訴訟に関しての弁護士手数料、直ちに減額するべきだと再度申し上げます。これは地方財政法どうなっていますか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほど市長が答弁したように、しかるべきときに減額します。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今、手元に地方財政法があるわけじゃないんですけども、私も以前、地方財政法の改正にかかわった立場から申し上げますと、地方財政法というのは2つの側面があります。1つは、正確に財政運営をなささいということですので、これを提案権と称するならば、なるべくそれに正確に合うように議案を提出なささいという側面と、これは増額、減額どちらでもあるんですけども、もし修正があった場合には速やかにまた議会の議決を伴って誠実に執行なささいと、この2つの側面がありますので、もとより私どもとすれば地方自治法並びに地方財政法等の関係法律にのっとって、遵法精神満載でやってまいりたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

今市長の答弁、遵法満載に法を遵守していきます。これ、それにのっていないから、ずっとこの間、指摘をしてきました。だから、当初の予定の計上額がそれから外れているから4,430万円という、そしてまた、それに提起、流れとして減額します。今政策部長、ちゃんと山田政策部理事も言いました。明らかに4,430万円は過大見積もりだということが明らかになったではありませんか。だからこそ、二審、三審になっても、4億円なんていう訴訟費用にはならないということが明らかになったではありませんか。

私はこの訴訟の問題は、確かに住民訴訟の費用として、私たち佐賀県民の一県民としても、

やはり佐賀商工共済事件では、県の対応は明らかに県民の納得を得、訴訟が進んでいる、そう思う次第です。佐賀県の対応にしても一円たりとも、市長言いますけれども、そうした県民や市民の願い、これは認められているわけです。佐賀県の場合、先ほど何度も言っていますように、井本前知事への求償事件は60万円、佐賀県の以前の複写機訴訟事件に関しても、6億4,000万円の訴訟費用に対して、これまで最高裁まで行って、また高裁、地裁まで差し戻されて、今また高裁まで差し戻されている。そういう6億4,000万円の訴訟費用でもかかった県が支払っているのは1,260万円です。同じこの数字が、1,260万円というのがまた本当に奇遇なんですけれども、この立場でこそ訴訟費用を組むべきだということを強く求めておきたいと思います。

次に質問を移りたいと思います。

南口の駅周辺整備構想について質問をいたしておりますが、この整備構想の計画の内容について御答弁をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

御質問の駅周辺の整備構想でございますけれども、これはもう議員も御承知のとおりでありまして、6月の補正予算で委員会審査を経て、それが成立しましたので、今回発注をさせていただきます。

計画面積については、25ヘクタールで発注をしております。この25ヘクタールにつきましては、駅周辺の交通などの影響が予想される面積でございますが、実際の整備を行う面積としてはとらえておりません。駅周辺に流入します車両などの影響がある範囲としまして、南は国道34号線、西は市道西浦天神崎線、東は市営駐車場から天神崎公園の東側までを範囲として、今回、業務をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

この計画が25ヘクタールという駅周辺の南側の大変広い範囲、この理由は何でしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

先ほど答弁したつもりでございますけれども、平たく説明しますと、まず、駅口の南側に新幹線駅が建設をされると。この25ヘクタールについての御質問ですけれども、要は先ほど言いました市道、国道、それから市営駐車場の範囲のところ、この南口広場の新幹線駅

に集中することで交通量等がふえるんじゃないかと。この影響範囲を示すものが25ヘクタールでございます。

先ほど説明すればよかったわけですがけれども、これとあわせて、駅の南口広場を中心としまして、東西に200メートル、南北に100メートル、この間の約3ヘクタールについては平板測量を含めてやろうということで今回計画に入れているところでございます、ポイント的には6月の委員会で江原議員に御説明しましたとおり、南口の駅前広場の大体の広さを決めたいというのが主な計画内容でございます。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

いわゆる南口のこの整備計画、490万円の策定費用として計上されました。今、伊藤理事答弁のように、新幹線の武雄温泉駅拡張のためと。

そういう中で、新幹線の運行が今後どうなっていくかということで、フリーゲージトレインの開発状況について、マスコミの新聞報道が2回にわたって報道されております。「九州新幹線長崎ルート フリーゲージ開発 また難航 新型台車にも不具合」と。昨日の新聞でも大きくトップ記事で載っております。御存じのとおりです。このフリーゲージトレインの開発が無理だと、在来線カーブの高速走行に車体が対応できないと、レール改良が必要だと、このフリーゲージトレインの開発を進めている国土交通省軌間可変技術評価委員会の会議の報告がされたわけですがけれども、このことについて、市長、どう認識されていますか。

○議長（牟田勝浩君）

伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

私の手元にも9月8日の佐賀新聞の記事がありますけれども、たしか技術評価委員会、これはフリーゲージトレインの開発状況について審議する委員会でございますけれども、「課題となっている在来線カーブ区間の高速走行について「台車改良だけでの目標達成は困難」とし、台車に加え、レール改良も必要とする評価をまとめた」ということで発表があったというふうになっています。

このフリーゲージトレインというよりも、まずもって、これは議員も昨年、特別委員会におられた折に私のほうからも説明を申し上げましたけれども、今の認可内容というのはスーパー特急方式による西九州ルートでの認可ということでございまして、そこに、この新技術であるフリーゲージトレインの開発が間に合うかどうかということで、ちょうど昨年、私が御説明しました段階では、大体8月か9月、遅くとも10月には技術検討委員会の評価を得て政府が決定するという御説明をした記憶がございます。したがって、今は評価委員会の段階でございますので、この技術継続を含めて、開発の継続を含めては、今後、政府の

国交省の中で十分検討されるものということで、この推移については、今後とも県ともども注視をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私も昨年、新幹線とまちづくりの特別委員の一人として小倉工場に、この台車をつくってあるところを直々現地を見に行かせていただきました。そうした意味も含めまして、本当にこれは大変な技術改良だなと。確かに広軌から狭軌に、狭軌から広軌に、いわゆる車が動くことはできたとしても、やはり高速走行で行く場合のいわゆるこの車軸の耐用、耐える力、これは大変なんだなということを改めて感じている一人です。

最後に、時間がありませんので、教育行政について、平和教育について3点、いろいろ言っていましたけど、平和教育について一言、教育長の見解を求めておきたいと思います。

戦後65年、ことしの8月15日は第2次世界大戦が終わって65年目の記念日を迎えました。まさに20世紀は世界大戦の歴史でありました。今21世紀に入り、もう10年を経過しています。特にことしは、8月6日、広島のある原爆の日、世界の核兵器廃絶への大きなうねりと動きがありました。広島の平和記念式典に国連の事務総長も初めて参加され、また、アメリカの駐日大使、あるいはイギリスやフランスの在日大使館からも参加されました。これは核兵器廃絶にとって大きな世界の一歩ではないでしょうか。

そうした中で、戦後65年たって、私は以前、この武雄市議会の中で、戦前、あの悲惨な戦争の一端の一つを紹介いたしました。これは新聞に報道された久留米連隊の、いわゆる中国の雲南省に旧日本軍の遺骨確認という記事を紹介したことがあります。まさに戦後は終わっていません。だからこそ戦争体験者が亡くなっていく今日、戦争の加害、被害の悲惨な状況を後世に伝えていくためにも平和の取り組みが必要だということを思う次第であります。

時間が来ましたので、やめますけれども、12月議会に改めて質問提起して御答弁を求めていきたいと思います。そうした平和の取り組みが必要だということを申し述べて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。